

## 祝い金等に関する内規

各種催事等に出席する場合の祝い金は、開催される場所等に応じて支出するものとする。

平成19年7月1日より適用

開催場所	支出額
集会所・進修館等	3,000 円
割烹・料亭等	10,000 円
その他	5,000 円

<留意点>

この基準の他、議長が必要と認めた場合は、支出するものとする。